

「(仮称)あさひ風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する環境大臣意見

本事業は、北陸電力株式会社が、富山県下新川郡朝日町において、最大で出力30,000kWの風力発電所を設置するものであり、再生可能エネルギーの導入・普及の推進により、地球温暖化対策に資するものである。

一方、本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の周辺には、複数の住居が存在している。

また、想定区域の全域が、富山県立自然公園条例(昭和46年富山県条例第4号)に基づく朝日県立自然公園の第3種特別地域に指定されており、想定区域の周辺には、当該県立自然公園の利用施設計画に位置付けられている「城山公園」、「上の山園地」等の主要な眺望点が存在している。

さらに、想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。)に基づく国内希少野生動植物種(以下「国内希少種」という。)に指定されているイヌワシ及びクマタカの生息が確認されているほか、想定区域及びその周辺は、ハククマ、ノスリ等の猛禽類、ガン類及びハクチョウ類の渡り経路となっている可能性がある。

加えて、想定区域及びその周辺には、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に基づく自然環境保全基礎調査の第6回・第7回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされたアカマツ群落()及びチャボガヤ-ケヤキ群集の植生、森林法(昭和26年法律第249号)に基づき指定された保安林が存在する。

以上を踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、現地調査を含む必要な情報の収集・把握を適切に行い計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の度を整理し、事業計画等に反映させること。

(2) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(3) 事業計画の見直し

上記のほか、「2. 各論」により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

想定区域及びその周辺には、富山県立自然公園条例に基づく朝日県立自然公園が位置することから、本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 各論

(1) 騒音に係る影響

想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、稼働時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)その他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔を取ること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る影響

想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、稼働時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔を取ること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、「山地災害危険地区調査要領」(平成18年7月林野庁)に基づく山地災害危険地区(地すべり危険地区)が存在している。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ調査、予測及び評価を行い、地すべり、土砂崩落及び土砂流出の可能性の高い箇所の改変を回避すること。

(4) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、種の保存法に基づく国内希少種に指定されているイヌワシ及びクマタカの生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突事故や移動の阻害等による重大な影響が懸念される。また、想定区域及びその周辺は、ハチクマ、ノスリ等の猛禽類、ガン類及びハクチョウ類の渡り経路となっている可能性があることから、これら渡り鳥への影響も懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に対する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第6回・第7回調査(植生調査)において、植生自然度が高いとされた、アカマツ群落()、チャボガヤ-ケヤキ群集の植生及び森林法に基づき指定された保安林が存在し、全域が富山県立自然公園条例に基づき指定された朝日県立自然公園の第3種特別地域に位置することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

(6) 景観に対する影響

想定区域の全域が富山県立自然公園条例に基づく朝日県立自然公園の第3種特別地

域に指定されているほか、想定区域の周辺には、当該県立自然公園の利用施設計画に位置付けられている「城山公園」、「上の山園地」等の主要な眺望点が存在することから、本事業の実施により、これら主要な眺望点からの眺望景観に対する影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性及び利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果も踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。

また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該県立自然公園及び施設の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。